

平成 24 年 4 月 1 日 規程 1 号

地方独立行政法人静岡県立病院機構看護師修学資金貸与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）の看護業務の充実強化を図るため、法人において看護師として勤務しようとする学生に対して修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師の充足及び資質向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「修学生」とは、法人から修学資金の貸与を受けている者をいう。
- (2) 「借受者」とは、法人からの修学資金の貸与期間を満了した者をいう。
- (3) 「貸与取消者」とは、第 14 条第 1 項の規定に基づき、修学資金の貸与の決定を取り消された者をいう。
- (4) 「返還義務者」とは、第 16 条第 1 項の規定に基づき、修学資金を返還しなければならない者をいう。

(貸与の対象)

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、看護師として法人の業務に従事することを希望する者のうち、看護師又は助産師の免許を取得するため、次に掲げる看護師及び助産師を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 号又は第 21 条第 1 号若しくは第 2 号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は大学
- (2) 法第 20 条第 2 号又は第 21 条第 3 号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した養成所

(貸与の額及び期間)

第 4 条 修学資金は、月額 5 万円を貸与する。

- 2 修学資金は、無利息とする。
- 3 修学資金の貸与期間は、貸与決定のあった月の属する年度の 4 月から在学する養成施設を卒業する日の属する月までとし、当該養成施設の正規の修学期間の月数を限度とする。

(返還資金)

第 5 条 第 3 条の規定に該当し、既に他の機関から修学資金を貸与されている者が、法人の修学資金への借換えの申請をした場合、理事長は修学資金の貸与の特例として、既に他の機関から貸与されている修学資金（以下「他機関貸与金」という。）を返還するための資

金（以下「返還資金」という。）を貸与することができる。

- 2 返還資金の貸与の対象となる他機関貸与金は、養成施設を卒業後、貸与を行った機関に属する施設（静岡県内に所在する医療機関は除く。）において看護師等として勤務することが、償還債務の免除条件とされているものとする。
- 3 第1項の返還資金は、既に他の機関から貸与されている額とする。ただし、前条第1項に規定する額に他の機関の修学資金の貸与月数を乗じて得た額を限度とし、貸与月数は修了した正規の修学期間を限度とする。

（貸与の申請）

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設の在学証明書及び推薦書
- (2) 最終学歴の成績証明書
- (3) 連帯保証人の印鑑証明
- (4) 健康診断書

- 2 申請者のうち返還資金の貸与を受けようとする者は、前項に規定する書類に加え、返還資金貸与申請書（様式第1号の2）及び修学資金貸与証明書（様式第1号の3）を提出しなければならない。

（貸与額の変更）

第7条 月額10万円の貸与を受けている修学生に限り、理事長に申し出ることにより、修学資金の貸与額を月額5万円に減額変更をおこなうことができる。

- 2 前項の申出は、修学資金貸与額変更申請書（様式第2号）を理事長に提出する。
- 3 理事長は、第1項の規定により貸与額の変更を決定した場合は、修学資金貸与額変更通知書（様式第2号の2）により、修学生に通知するものとする。
- 4 貸与額の変更は、変更を通知した日の属する月の翌月から反映する。

（連帯保証人）

第8条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者としなければならない。ただし、理事長が適当と認める場合は、連帯保証人のうち1人は申請者と同一の生計を営む者としてすることができる。
- 3 申請者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は、申請者の法定代理人でなければならない。

（決定及び通知）

第9条 理事長は、第6条の規定による申請があったときは、書類選考を行い、予算の範囲内で修学資金又は返還資金の貸与の可否を決定する。ただし、理事長が必要と認める場合は面接による選考を併せて行うものとする。

2 理事長は前項の選考結果について、修学資金貸与選考結果通知書（様式第3号）又は返還資金貸与選考結果通知書（様式第3号の2）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第10条 修学資金は、毎月当該月分を月の末日までに貸与する。ただし、貸与を決定した月の属する年度の4月から決定した月までの修学資金については、一括して貸与する。

2 返還資金は、貸与を決定した月の翌月に全額を貸与する。

3 修学資金及び返還資金の貸与は、申請者本人名義の金融機関口座への振込により行うものとする。

（他機関貸与金の返還手続）

第11条 返還資金の貸与を受けた者は、速やかに、他機関貸与金の全額を当該機関に返還し、理事長に修学資金返還証明書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 理事長は返還資金貸与後2か月以内に修学資金返還証明書の提出がない場合には修学資金の貸与を中止することができる。

（届出）

第12条 修学生又は返還義務者は、第19条の規定により返還債務の全部を免除されるまでの間、又は第16条の規定により返還すべき修学資金の全部を返還するまでの間において、次の表のいずれかに該当する場合には、その区分に応じた提出書類を直ちに理事長に届け出なければならない。

区分	提出書類
氏名又は住所を変更した場合	様式第5号
退学した場合	様式第6号
休学し、又は停学の処分を受けた場合	様式第7号
復学した場合	様式第8号
修学資金の貸与を受けることを辞退する場合	様式第9号
連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があった場合、連帯保証人が死亡した場合又は連帯保証人として適当でない理由が生じた場合	様式第10号

2 修学生又は返還義務者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、その者の戸籍法（昭和22年法律第224号）による届出義務者は、遅滞なく死亡（失そう）届（様式第11号）により理事長に届け出なければならない。

（現況の確認）

第13条 修学生は、養成施設の在学期間における各年度の4月1日の状況を現況届（様式第12号）により、同年4月末日までに理事長に提出しなければならない。なお、理事長はその他必要があると認める書類を提出させることができる。

2 理事長は必要があると認めるときは、面接により修学生の現況を確認するものとする。

（貸与の取消等）

第14条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該修学資金の貸与

の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められる場合
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退した場合
- (5) 学業成績又は素行が著しく不良であると認められる場合
- (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸し付けを受けた場合
- (7) 本規定に定める届出等を誠実に履行しなかった場合
- (8) 前号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合

2 理事長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 理事長は、前2項の規定により貸付けの取り消し又は停止をした場合は、修学資金貸与（取消・停止）通知書（様式第13号）により、第1項第1号に掲げる場合にあっては連帯保証人に、同項第2号から第8号までに掲げる場合にあっては修学生に通知するものとする。

（借用証書）

第15条 修学生は、前条第1項の規定により修学資金の貸与の決定を取り消されたとき、又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに借用証書（様式第14号）を理事長に提出しなければならない。

（返還）

第16条 借受者又は貸与取消者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第19条の規定により返還債務を免除された部分を除き、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第14条第1項の規定により修学資金の決定が取り消された場合
 - (2) 養成施設を卒業した日の翌日から起算して13月以内に看護師の免許を取得しなかった場合
 - (3) 養成施設を卒業した日の翌日から起算して13月以内に看護師の免許を取得し、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間（月額10万円の貸与を受けた期間がある場合は、当該月額10万円の貸与を受けた期間に2を乗じて得た期間を当該月額10万円の貸与を受けた期間として算定した期間とする。以下「貸与相当期間」という。）を法人で看護師の業務に従事しなかった場合
 - (4) 法人の看護師として採用されなかった場合
- 2 修学資金の返還方法は、一括払又は修学資金返還計画書（様式第15号）に基づいた分

割均等払（ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。）とし、以下の期間内に返還するものとする。

(1) 一括払の場合

前項各号の事由が生じた日の属する月の翌月末。

(2) 分割均等払の場合

前項各号の事由が生じた日の属する月の翌月から起算した貸与相当期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を合算した期間）。

3 理事長は、前項第2号の規定により修学資金の返還を均等払で行っている返還義務者が返還を怠ったとき又は遅延したときは、貸与した修学資金の全部又は一部について直ちに返還を命じることができる。

4 返還義務者（第18条の規定により返還債務の履行を猶予されている者を除く。）は、第1項各号の事由が生じた日（第20条の規定により返還債務の裁量免除の申請をした場合は、その申請に対する不決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に、修学資金返還計画書（様式第15号）を理事長に提出しなければならない。

（連帯保証人による返還義務者の返還の履行状況の確認）

第17条 理事長は、連帯保証人から返還義務者の返還の履行状況について確認の請求があった場合は、その履行状況（不履行の有無、残額、残額のうち返還期限が到来しているものの額及びその返還期限）について回答することができる。

2 前項の規定により、返還義務者の返還の履行状況の確認を希望する連帯保証人は、修学資金返還履行状況確認申請書（様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により、連帯保証人から申請がされた場合は、修学資金返還履行状況通知書（様式第16号の2）により通知するものとする。

（返還の猶予）

第18条 理事長は、借受者又は貸与取消者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 第3条各号に掲げる養成施設に在学している場合

(2) 看護師として資質向上に寄与する大学又は大学院等に在学している場合

(3) 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると理事長が認める場合

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第17号）に次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する場合 在学証明書

(2) 前項第3号に該当する場合 災害、病気その他やむを得ない理由がある旨を証する書類

3 理事長は、前項の規定により修学資金の返還猶予の申請がされた場合は審査のうえ修

学資金返還猶予審査結果通知書（様式第 17 号の 2）により通知するものとする。

（返還の免除）

第 19 条 理事長は、借受者が養成施設を卒業した日の翌日から起算して 13 月以内に看護師の免許を取得し、引き続き（前条の規定による猶予期間を除く。）法人で看護師の業務に従事した場合においては、次の各号のとおり修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 貸与相当期間を法人で看護師の業務に従事したとき。ただし、返還資金については、貸与した総額を第 4 条第 1 項に規定する額で除して得た月数（小数点以下の端数は切り上げる。）を貸与の受けた期間とみなす。
- (2) 貸与相当期間が経過する前に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、若しくはこれに堪えないことにより解雇された場合。
- 2 貸与相当期間が経過する前に法人の職員でなくなった場合は、修学資金の返還債務のうち、法人で看護師の業務に従事した月数に第 4 条第 1 項に規定する額を乗じて得た額を免除する。
- 3 第 1 項第 1 号及び前項に規定する業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、業務に従事した最初の日の属する月から業務に従事した最後の日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に起因する心身の故障による特別休暇を除く休暇等により月の全てを実際の業務に従事していない月は算入しない。

（返還の裁量免除）

- 第 20 条 理事長は、借受者又は貸与取消者が、前条第 1 項第 2 号の場合を除くほか、死亡、重度身体障害その他理事長がやむを得ないと認める理由により修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書（様式第 18 号）に修学資金を返還することができなくなったことを証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は前項の規定により、修学資金の裁量免除の申請がされた場合は、修学資金返還債務裁量免除審査結果通知書（様式第 18 号の 2）により通知するものとする。

（延滞利息）

第 21 条 返還義務者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、当該返還すべき額について法人会計規程第 26 条第 2 項に定める延滞金の利息の率を乗じて計算した金額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞利息を支払わなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

（その他）

第 22 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 17 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 6 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 27 号）

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 3 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。